

令和7年度青森県農地中間管理事業推進方策

青 森 県

(公社)あおもり農業支援センター
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議
(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

青森県農業協同組合中央会

1 取組方針

令和7年度は、市町村が策定・公表した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の実現に資するよう農地中間管理事業の推進を図る初年度目となる。

地域計画に位置づけられた農業を担う者（以下「担い手」という。）への農地の集積・集約化に向け、この推進方策策定5者が役割分担しながら地域計画の実行と見直しを支援し、目標地図に近づけていくものとする。

令和7年度においては、以下の取組項目を柱に農地中間管理事業を推進するものとする。

- (1) 地域計画の着実な実行と見直しの支援
- (2) 市町村の実情に応じた重点的かつ集中的な支援
- (3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化
- (4) 改正法に対応した推進体制の強化等
- (5) 県民に対する農地中間管理事業の周知

2 取組内容

(1) 地域計画の着実な実行と見直しの支援

本県農業の生産基盤である農地の効率的な利用を促していくため、農地の「集積」への取組や、担い手の生産コストが低減され、経営基盤の強化が図られる「集約化」への取組を強化します。

また、地域計画の着実な実行及び見直しを支援するため、県及び関係機関が連携して以下の活動に取り組みます。

- ① 各農林水産事務所の支援チームが、市町村や農業委員会が行う意向把握や将来の耕作者の明確化の取組に対し、課題を共有し、適時適切な助言を実施

（支援チームは、農林水産事務所の農業普及振興室及び農村計画課、農地中間管理機構の担当者等で構成）

- ② 農業委員会等と連携した所有者不明農地の解消など、地域計画の実行や見直しに向けた取組の支援と、取組手法の共有
- ③ 受け手が確保されていない農地における将来の耕作者の明確化など、農業委員等の農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等の実施
- ④ 受け手が確保されていない農地における将来の耕作者を明確化するための推進方法、課題解決の方法などの参考事例について、関係機関で共有
- ⑤ 企業の農業参入を進めるため、企業を対象とした研修会を開催

(2) 市町村の実情に応じた重点的かつ集中的な支援

地域によって、平地や中山間といった地理的条件の違いがあるほか、農業経営の特徴や農地集積の状況が大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて「重点取組事項」を設定し、関係機関・団体が連携してその実践を支援します。特に、地域計画の区域においては、積極的に機構事業を活用した利用権設定が行われるよう働きかけます。

また、受け手が確保されていない地域計画内の農地については、「重点取組期間」を設定し、区域外の担い手への利用権設定を促します。

さらに、「農地利用の最適化」の業務を担う農業委員や農地利用最適化推進委員の役割が一層重要となることから、それぞれの地域における活動強化を支援します。

この他、機構が保有する農地を含めた利用されていない農地について、受け手に対して適宜、情報提供を行うとともに、所有者不明農地についても市町村・農業委員会と連携し、活用を図ります。

- ① 地域の実情を踏まえた市町村毎の「重点取組事項」の設定
- ② 受け手が確保されていない地域計画内の農地について、区域外の規模拡大希望者に対する機構事業の活用の働きかけ
- ③ 「青森県農地情報サイト」等を活用した農地情報の提供
- ④ 機構集積協力金の活用による農地集積・集約化の促進
- ⑤ 受け手が確保されていない農地における将来の耕作者の明確化など、農業委員等の農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等の実施（再掲）

(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化

基盤整備事業実施地区の事業推進協議会や農地耕作条件改善事業実施地区の地域の話合いなどに参画し、機構事業の活用を誘導します。

また、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の負担なしで基盤整備を

実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を円滑に推進するため、関係機関が連携して事業の進捗に応じた支援を行うことで、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実行や見直しを促します。

- ① 基盤整備事業実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業活用への誘導
- ② 関係機関との連携による機構関連事業の推進
- ③ 農地耕作条件改善事業実施地区における機構事業活用の強化
- ④ 基盤整備事業実施予定地区における、地域営農ビジョンの作成等の支援
- ⑤ 土地改良区への業務委託による、基盤整備事業実施地区の農業者への機構事業の周知と貸借事務等の実施

（４）改正法に対応した推進体制の強化等

法改正に伴い、機構の貸借の取扱いが大幅に増加することから、機構の体制を強化するとともに、促進計画案の作成を受託している市町村の負担を軽減するため、事務を簡素化する。

（５）県民に対する農地中間管理事業の周知

基盤法等の改正を踏まえ、機構事業の制度やメリットの浸透を図るため、農業者はもとより、農地の出し手となり得る県民の関心を高めるため継続して県民へのラジオ、チラシ等を活用した広報活動を実施します。

3 推進に向けた関係機関の役割分担

業務内容	機関・団体	県(事務所)		機 構	農業 会議	県土連	市町村		農協 中央会	農 協	改良区	りんご 協 会
		農地集積	農地整備				担当課	農委				
(1) 地域計画の着実な実行と見直しの支援												
①支援チームによる全市町村サポート		○(◎)	○(◎)	◎	○	○						
②農業委員会と連携した取組の支援		◎(○)	○(○)	○	◎							
③最適化研修会等の実施		◎(○)	○(○)	○	◎	○						
④課題等を関係機関で共有		◎(○)	○(○)	◎	◎	◎			◎			
⑤企業の農業参入に係る研修会		◎(○)		○	○							
(2) 市町村の実情に応じた重点的かつ集中的な支援												
①重点取組事項の設定		○(○)		○			◎	◎				
②重点期間の設定と働きかけ		○(○)		◎	○	○	○	○	○	○		○
③農地情報の提供		◎(○)		○	○		◎	○				
④協力金活用による農地集積の促進		◎(◎)	(○)	○	○	○	◎	○	○	○	○	
⑤最適化研修会等の実施		○(○)		○	◎							
(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化												
①事業推進協議会等への参画と誘導		○(○)	○(◎)	○		◎	◎	○	○	○	○	
②機関関連事業の推進		○(○)	○(◎)	○		◎	◎	○			○	
③耕作条件改善事業における機構活用		○(○)	○(◎)	○		◎	◎	○			○	
④地域営農ビジョンの作成等の支援		○(◎)	○(◎)	○		○	◎	○	○	○	○	
⑤土地改良区への業務委託等		○()		◎		○	○	○			○	
(4) 改正法に対応した推進体制の強化等												
①機構の体制強化、事務の簡素化		○()		◎								
(5) 県民に対する農地中間管理事業の周知												
①ラジオ・チラシ等による広報活動		◎(○)		◎	○	○	◎	◎	○	○		○

(注) 1 ◎は主体的に関与 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 農地集積⇒構造政策課、(事務所)農業普及振興室、農地整備⇒農村整備課、(事務所)農村整備担当課。